

第4次枚方市男女共同参画計画
～ジェンダー平等の実現に向けて～
(案)

令和8年(2025年)●月
枚方市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の基本理念	3
第2章 計画策定の背景	4
1. 国際社会、国、大阪府の動向	4
2. ジェンダー平等に関する本市の現状	8
3. 第3次計画期間における主な取り組みと課題	19
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	20
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	23
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	26
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	28
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	30
第3章 計画の体系と内容	31
1. 計画の体系	32
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	33
基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	36
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	41
第4章 計画の推進	44
1. 計画の推進体制	44
2. 計画の進行管理	44
3. 第4次枚方市男女共同参画計画の指標	45

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11年（1999年）6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

本市においては、平成13年（2001年）に、「枚方市男女共同参画計画」を策定し、平成22年度（2010年度）を目標年度として基本的な考え方や方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成22年（2010年）4月には、「枚方市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念並びに市、教育に関わる者、事業者、市民団体及び市民の責務や、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、平成23年（2011年）3月に、条例に基づく「第2次枚方市男女共同参画計画」を策定し、総合的、計画的に施策の展開を図っています。

平成27年度（2015年度）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく、市町村基本計画を含む、「第3次枚方市男女共同参画計画」を策定、計画期間の中間年にあたる令和2年度（2020年度）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく、市町村基本計画を含む計画として、「第3次枚方市男女共同参画計画改訂版」（以下、「前計画」という。）を策定し、取り組みを進めています。

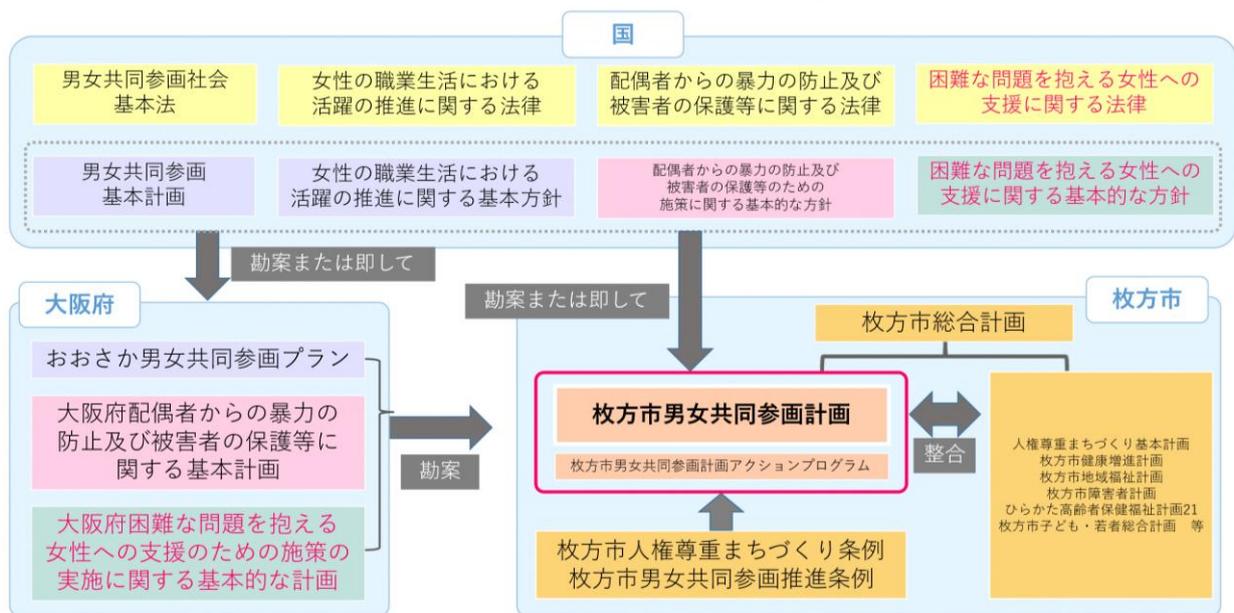
前計画期間においては、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機的状況により、さまざまな女性に関する困難が顕在化しました。令和7年度（2025年度）に計画期間が終了となることから、これらの経験や、前計画に基づき実施したこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「第4次枚方市男女共同参画計画～ジェンダー平等の実現に向けて～」を策定するものです。本計画において、男女共同参画社会の実現に向けた本市の取り組みを、総合的、計画的に推進していきます。

※本計画は、法に基づく市町村計画に位置付け、男女共同参画社会を目指していくものですが、「男女共同参画」の言葉が堅い、イメージしにくいといった意見があるとともに、近年では、社会的に「ジェンダー平等」が使用されていることから、“ジェンダー平等の実現に向けて”と副題を掲げ、本文中においても、「ジェンダー平等」を極力使用しています。

2. 計画の位置付け

1. 「枚方市男女共同参画推進条例」第10条1項に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次枚方市男女共同参画計画」を発展させる計画です。
2. 市の総合計画やほかの個別計画との整合性を持たせた計画です。
3. 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村男女共同参画計画です。
4. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、市町村基本計画（本計画の基本目標2基本方向（4））を含む計画です。
5. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づき、市町村推進計画（本計画の基本目標3）を含む計画です。
6. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という。）第8条第3項に基づき、市町村基本計画（本計画の基本目標2基本方向（4）（5））を含む計画です。

図表 計画の位置づけ



7. SDGs「5 ジェンダー平等を実現しよう」の実現を目指す計画です。

本市は、令和3年（2021年）7月に「枚方市SDGs取組方針」を策定し、「枚方市SDGs推進登録制度」を創設するなど、市民、事業者等のステークホルダーと連携し、SDGsの達成に向けて取り組みを推進してきました。本計画の推進により、SDGsの17の目標のうち特に「5 ジェンダー平等を実現しよう」の実現を目指します。



3. 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、中間年（令和12年度（2030年度））に見直しを行い、必要に応じて改訂します。

4. 計画の基本理念

枚方市男女共同参画推進条例の4つの基本理念を踏襲

- すべての市民にかかわる課題としてとらえること
- 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること
- あらゆる人権侵害を許さないこと
- 仕事と生活の調和の実現を図ること

第2章 計画策定の背景

1. 国際社会、国、大阪府の動向

(1) 国際社会の動向

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和50年(1975年)に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。昭和54年(1979年)の国連総会では、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行など個人の意識改革が求められました。

平成7年(1995年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。平成12年(2000年)には、ニューヨークにおいて「女性2000年会議(国連特別総会)」が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。

平成27年(2015年)には国連で「持続可能な開発目標」(以下、「SDGs^{※1}」という。)が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図ることが求められています。

令和元年(2019年)には、「G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」が日本で開催され、「G20大阪首脳宣言」には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠であることが明示されました。また、教育やデジタル技術への女性のアクセス向上やあらゆるジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメントを根絶するための措置の重要性が謳われています。

北京宣言の採択から25年後の令和2年(2020年)に、「第64回国連女性の地位委員会」(北京+25)が開催され、いかなる国もジェンダー平等や女性と少女のエンパワーメントを達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習、とりわけHIV/AIDSを罹患した女性や、先住民女性、障害のある女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が増大していることへの危惧が示され、さらなる取り組みの重要性が確認されました。また、同年1月からはSDGs達成のための「行動の10年」がスタートし、国は「SDGsアクションプラン2020」において「SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」を掲げ、あらゆる分野における女性の活躍推進を図っています。さらに、この頃から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による悪影響について、国連は健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女兒にとって大きくなっていることを指摘し、政策的対応の重点事項を示しました(「新型コロナウイルスに関する全ての応急対応計画及び意思決定において、女性の平等な代表性を確保する」「有償及び無償のケアに対処することで、平等に向けた革新的な変化を推進する」「新型コロナウイルスの社会経済的影響に対処する取り組み全てについて、女性及び女兒を対象とする」)。

^{※1} SDGs：平成27年(2015年)にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、令和12年(2030年)までに達成を目指す目標のこと。貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など17の目標と169のターゲットにより構成されている。

このような中、令和7年（2025年）に世界経済フォーラムが公表した日本のジェンダー・ギャップ指数^{※2}は世界148か国中118位であり、先進7か国（G7）中で最下位です。日本は依然として経済分野（112位）と政治分野（125位）の指数が低く、当該分野の男女格差の解消が課題となっています。

図表 ジェンダー・ギャップ指数（The Global Gender Gap Index）2025

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与
1	アイスランド	0.926	0.798	0.990	0.960	0.954
2	フィンランド	0.879	0.815	1.000	0.971	0.728
3	ノルウェイ	0.863	0.776	0.995	0.959	0.721
4	★イギリス	0.838	0.744	1.000	0.965	0.643
5	ニュージーランド	0.827	0.738	1.000	0.964	0.605
6	スウェーデン	0.817	0.818	1.000	0.962	0.488
7	モルドバ	0.813	0.853	0.998	0.977	0.425
8	ナミビア	0.811	0.797	1.000	0.980	0.467
9	★ドイツ	0.803	0.680	0.988	0.966	0.579
10	アイルランド	0.801	0.755	1.000	0.963	0.488
32	★カナダ	0.767	0.751	1.000	0.969	0.350
35	★フランス	0.765	0.725	1.000	0.969	0.364
42	★アメリカ	0.756	0.762	1.000	0.973	0.291
85	★イタリア	0.704	0.599	0.998	0.966	0.255
101	韓国	0.687	0.608	0.980	0.976	0.182
103	中国	0.686	0.726	0.935	0.947	0.135
115	コモロ	0.672	0.693	0.938	0.962	0.093
116	セネガル	0.670	0.488	0.938	0.964	0.288
117	アンゴラ	0.668	0.594	0.806	0.972	0.301
118	★日本	0.666	0.613	0.994	0.973	0.085
119	ブータン	0.663	0.693	0.954	0.959	0.045
120	ブルキナファソ	0.659	0.670	0.900	0.973	0.095
121	トーゴ	0.657	0.617	0.866	0.971	0.173

- スコアについては1が完全平等、0が完全不平等を意味する。
- 世界経済フォーラム（World Economic Forum）「Global Gender Gap Report 2025」を基に作成。
- 「★」はG7参加国

※2 ジェンダー・ギャップ指数（The Global Gender Gap Index）：「経済」「教育」「政治」「保健」の4分野における指標から構成された各国の男女格差を測定する指数で、格差が少ないほど順位は上位となる。具体的には次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

(2) 国の動向

昭和 50 年（1975 年）に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年（1977 年）に女性行政関連施策の 10 年間の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。昭和 59 年（1984 年）には「国籍法」、「戸籍法」が改正され、昭和 60 年（1985 年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定等国内法の整備を進め、昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成 12 年（2000 年）には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、令和 2 年（2020 年）の第 5 次となる計画では、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合 30%程度をめざすことが目標に掲げられています。

分野別にみると、労働分野では、平成 30 年（2018 年）に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の間での不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されました。また、令和元年（2019 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立により、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化等が行われました。さらに令和 4 年（2022 年）の「育児・介護休業法」の改正により男性の育児休業取得促進のため産後パパ育休（出生時育児休業）が創設され、令和 6 年（2024 年）の「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」の改正では、男性労働者の育児休業取得率等の公表が、従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業にも義務付けられました。

政治分野では、平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

さらに、性犯罪や暴力に関する分野では、平成 29 年（2017 年）に性犯罪に関する刑法の大幅な改正により強姦罪が強制性交等罪へ改められ、監護者性交等罪が新設されるなど犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、令和元年（2019 年）にはDV防止法改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。令和 5 年（2023 年）には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、すべての国民が、性的指向やジェンダーアイデンティティ^{※3}にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策が推進されています。また、令和 6 年（2024 年）には、従来の婦人保護事業に代わる新たな支援の枠組みとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。これにより、孤独・孤立対策の視点も含め、困難な問題を抱える女性への支援の強化が求められています。

※3 ジェンダーアイデンティティ：性自認のことであり、自分自身がどのジェンダーに属すると認識しているかを表す概念です。男性、女性だけでなく多様なジェンダーの捉え方があり、セックスと一致することもあれば一致していない場合もあります。

一方、国際協力分野では、平成 28 年（2016 年）に「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。この戦略では、開発協力に際し途上国の女性の活躍推進の取り組みに貢献し、SDGs の目標「ジェンダー平等」の実現に向けて、女性と女兒の権利の尊重や女子教育、女性の指導的役割への参画推進などを重点分野としてあげており、女性と女兒のエンパワーメントの達成を目指しています。

（3）大阪府の動向

大阪府においては、昭和 56 年（1981 年）の「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定以降、女性の地位向上をめざして継続的に行動計画が策定されてきました。平成 13 年（2001 年）には「おおさか男女共同参画プラン」が策定され、その翌年には「大阪府男女共同参画推進条例」（平成 14 年（2002 年））の制定により、男女共同参画社会の実現をめざす指針が示されました。「おおさか男女共同参画プラン」は平成 18 年（2006 年）の一部改訂後、平成 23 年度（2011 年度）、平成 28 年度（2016 年度）に後継計画が策定されました。現在は令和 2 年度（2020 年度）に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が推進されており、5 つの基本理念として「男女の人権の尊重」、「固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮」、「政策・方針の立案・決定への男女の共同参画」、「家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立」、「国際社会における取組への考慮」が掲げられています。

また、令和 6 年度（2024 年度）には「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。計画には、大阪府と市町村が適切な役割分担のもと相互に連携して女性支援事業に取り組むとして、様々な支援内容が盛り込まれています。

また、DV 対策として平成 17 年（2005 年）に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。現在は、後継計画として令和 4 年（2022 年）策定の令和 4 年（2022 年）から令和 8 年（2026 年）を計画期間とする計画が進行中であり、基本目標として「DV を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会の実現」、「計画に基づく諸施策の推進を通じて、人権尊重に対する意識が浸透した男女共同参画社会の実現」が掲げられています。

さらに、性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている現実を鑑み、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができるとともに、令和元年（2019 年）には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。また、令和 2 年（2020 年）には、「パートナーシップ宣誓証明制度」が開始され、一方または双方が性的マイノリティ当事者の方がお互いを人生のパートナーとして社会において自分らしく生きることを支援する取り組みが進められています。

2. ジェンダー平等に関する本市の現状

(1) 人口の推移と世帯の状況

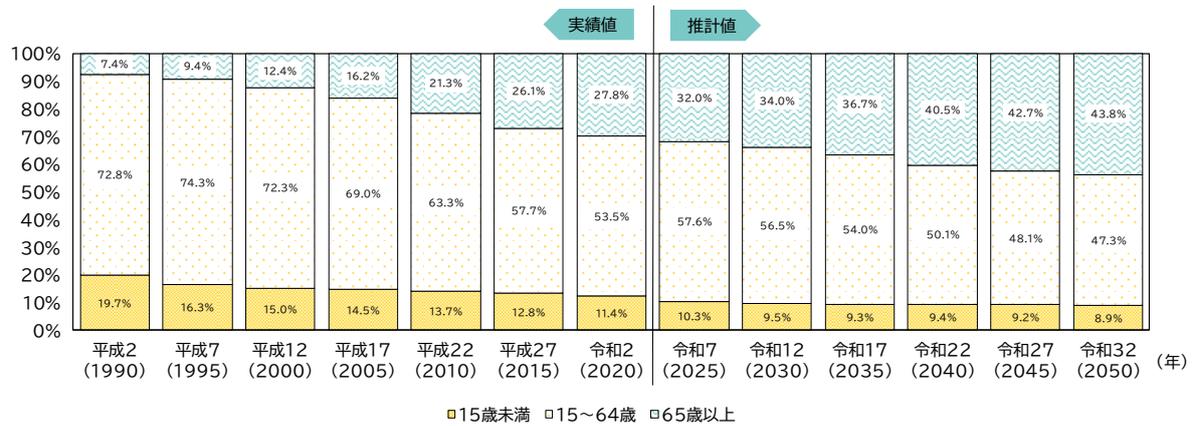
- 枚方市の総人口は減少傾向にあり、令和32年（2050年）には307,802人となる見込みです。年齢三区分別人口をみると、15歳未満と15～64歳は減少傾向ですが、65歳以上は増加傾向であり、令和22年（2040年）以降の高齢化率は40%以上で推移する見込みです。

図表 人口推移（枚方市）



資料：国勢調査（平成7年（1995年）～令和2年（2020年））、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（令和7年（2025年）～令和32年（2050年））

図表 年代別人口構成比の推移（枚方市）

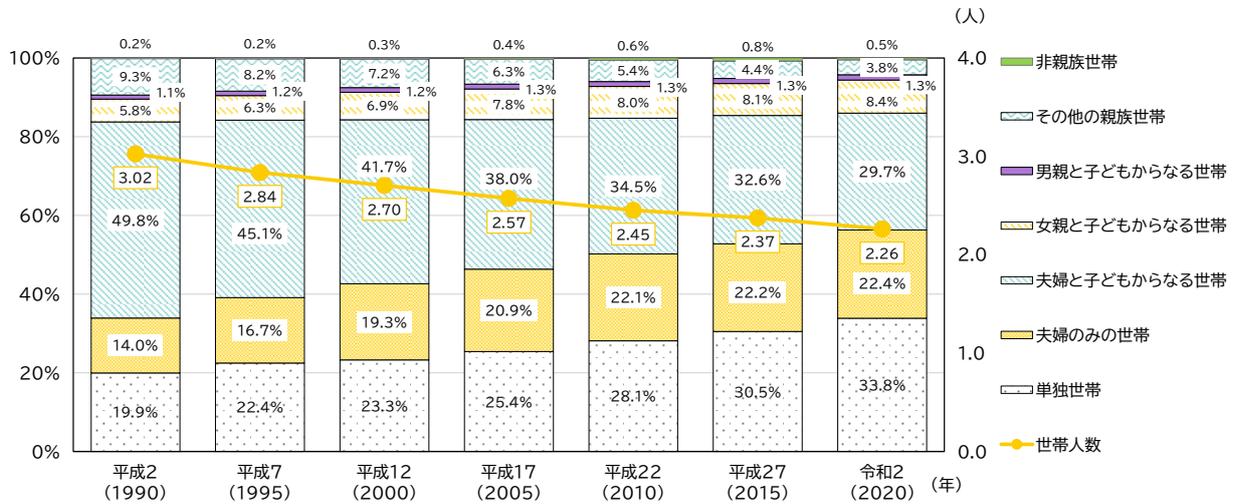


※年齢不詳分を除く構成比

資料：国勢調査（平成7年（1995年）～令和2年（2020年））、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（令和7年（2025年）～令和32年（2050年））

- 枚方市の世帯類型別割合の推移をみると、夫婦のみ世帯と単独世帯が増加傾向であり、平成 22 年（2010 年）以降 5 割以上で推移しています。

図表 世帯類型別割合（枚方市）

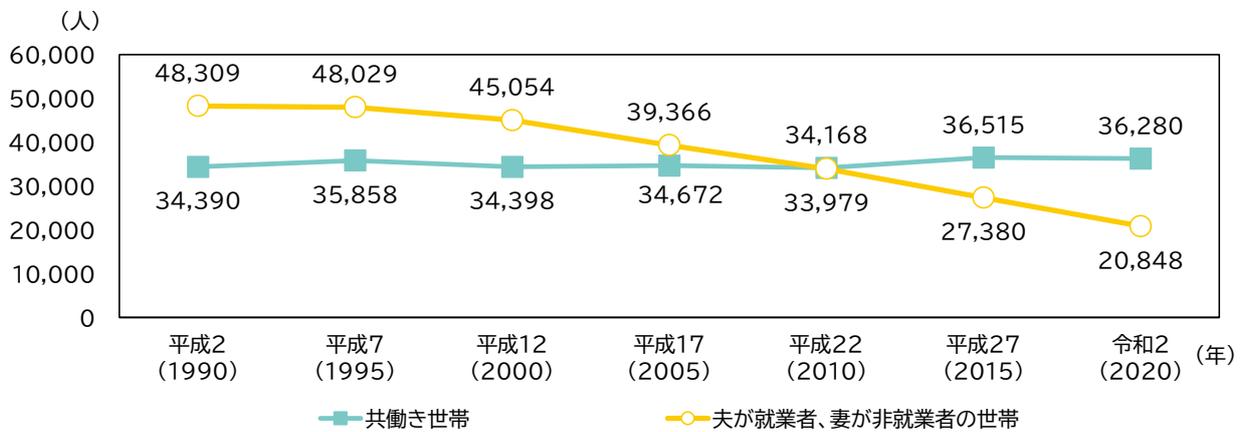


資料：国勢調査

(2) 就労の状況

- 枚方市では、共働き世帯が増加傾向であり、平成 22 年（2010 年）以降「夫が就業者、妻が非就業者の世帯」を上回って推移しています。

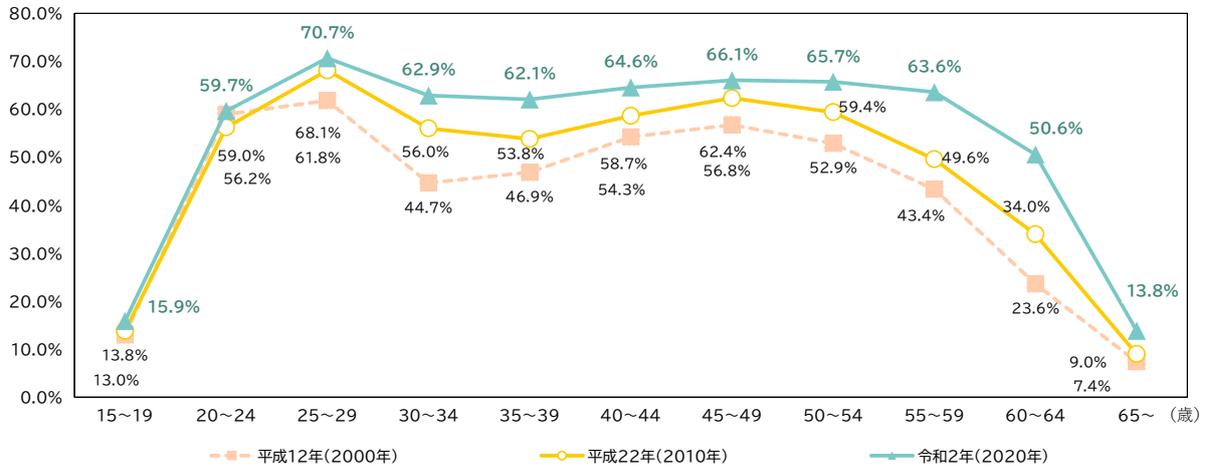
図表 共働き世帯の推移（枚方市）



資料：国勢調査

- 女性の年齢層別就業率の経年推移をみると、令和2年（2020年）でも30歳代の就業率が低くなる傾向はみられますが、平成12年（2000年）には5割未満であった30歳代の就業率は約6割まで上昇しており、いわゆるM字カーブの谷は緩やかになっています。

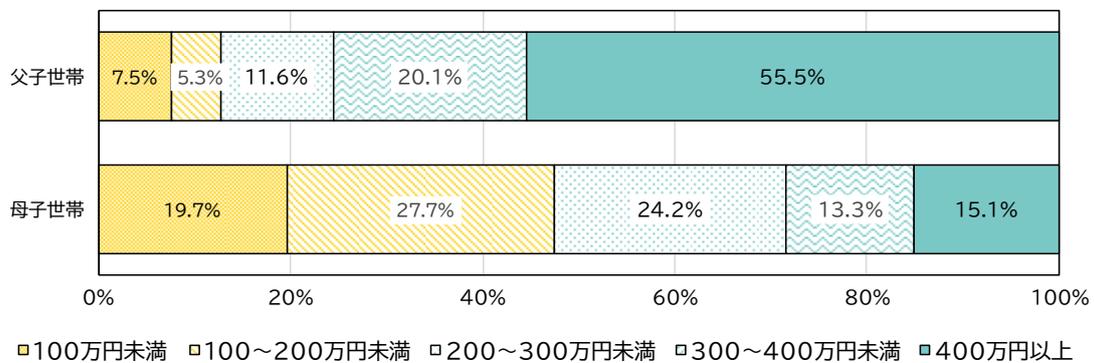
図表 女性年齢層別就業率の推移（枚方市）



資料：国勢調査

- ひとり親世帯の年間就労収入の構成割合（全国）をみると、母子世帯では200万円未満が47.4%、父子世帯は400万円以上が55.5%となっています。

図表 ひとり親世帯の年間就労収入の構成割合（全国）

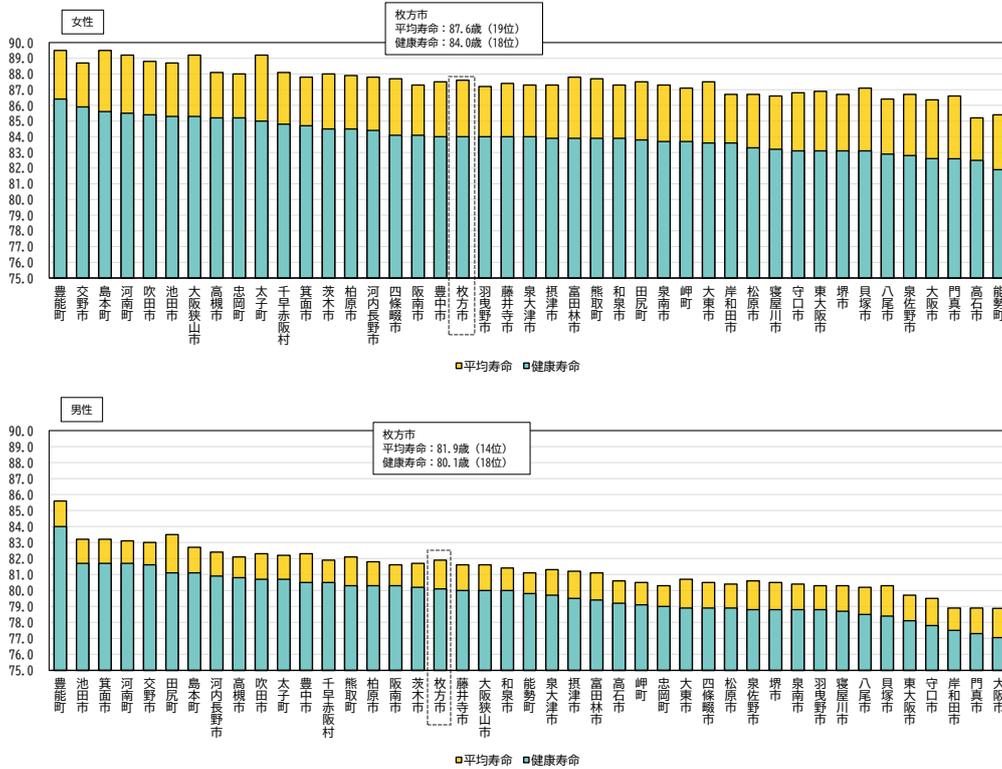


資料：令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(3) 健康の状況

- 大阪府における平均寿命、健康寿命の市町村ランキングをみると、平均寿命では枚方市は府内43市町村のうち女性が19位(87.6歳)、男性が14位(81.9歳)となっています。また、健康寿命では女性が18位(84.0歳)、男性が80.1歳(18位)となっています。枚方市における平均寿命と健康寿命の差は、女性が男性より長くなっています。

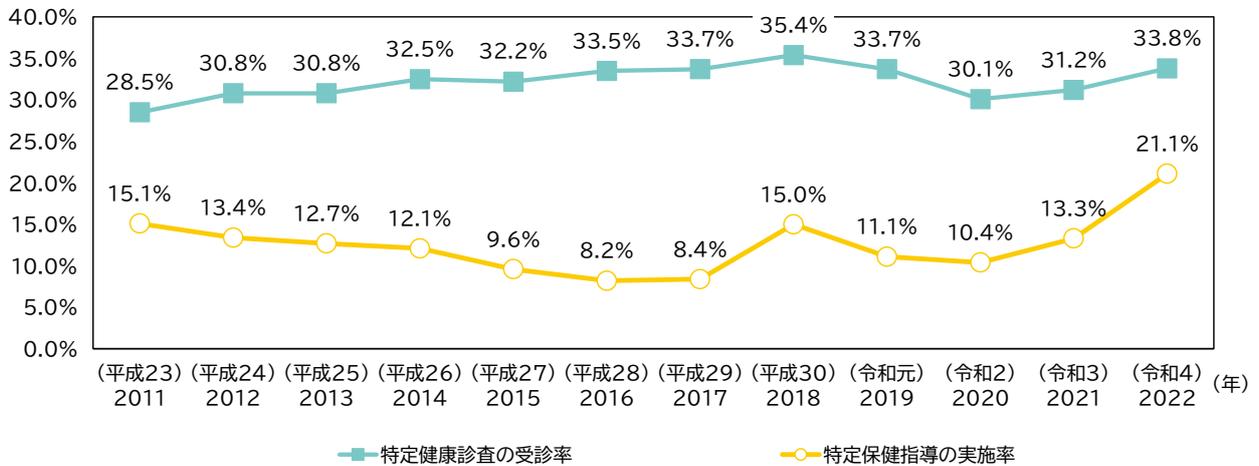
図表 平均寿命、健康寿命の市町村ランキング(令和4年(2022年)・大阪府市町村)



資料: 大阪府健康データダッシュボード

- 特定健康診査・特定保健指導ともに令和元年（2019年）に減少しましたがその後復調しています。

図表 特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率

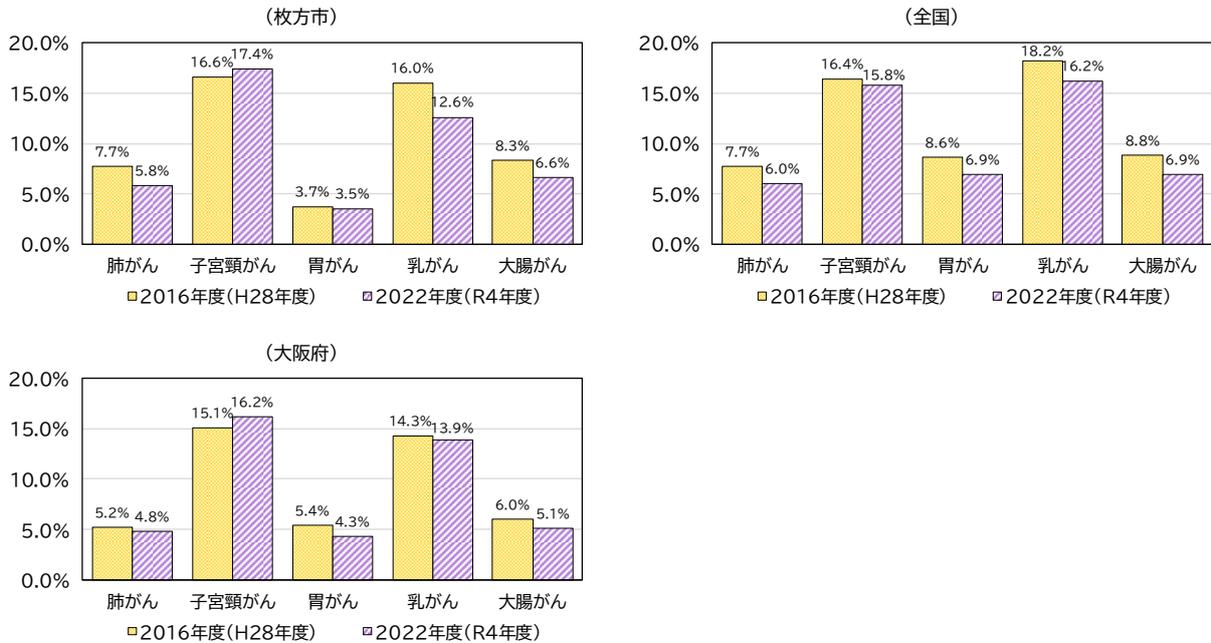


出典：枚方市国民健康保険の特定健康診査結果

- 枚方市が実施しているがん検診の受診率と大阪府及び全国の市町村のがん検診受診率を比較すると、平成28年度（2016年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、市、大阪府・全国ともに減少傾向となっています。

図表 がん検診受診率（枚方市・全国・大阪府）

市町村実績値による比較

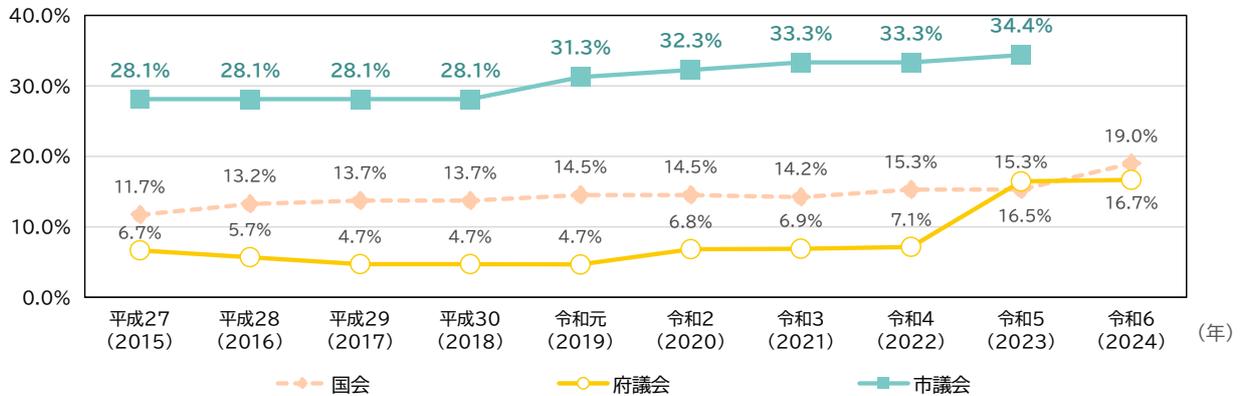


出典：地域保健・健康増進事業報告【対象は、肺・大腸・乳は40～69歳、子宮は20～69歳、胃は50～69歳】

(4) 方針決定過程への女性の参画状況

- 女性議員割合の推移をみると、本市および府内中核市は国会や府議会に比べて女性議員の割合が高くなっています。また、本市は令和元年（2019年）に3割を超え、以降府内中核市と比べて高い割合で推移しています。

図表 女性議員の割合の推移（国・大阪府・枚方市）



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
 府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
 市議会は、内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

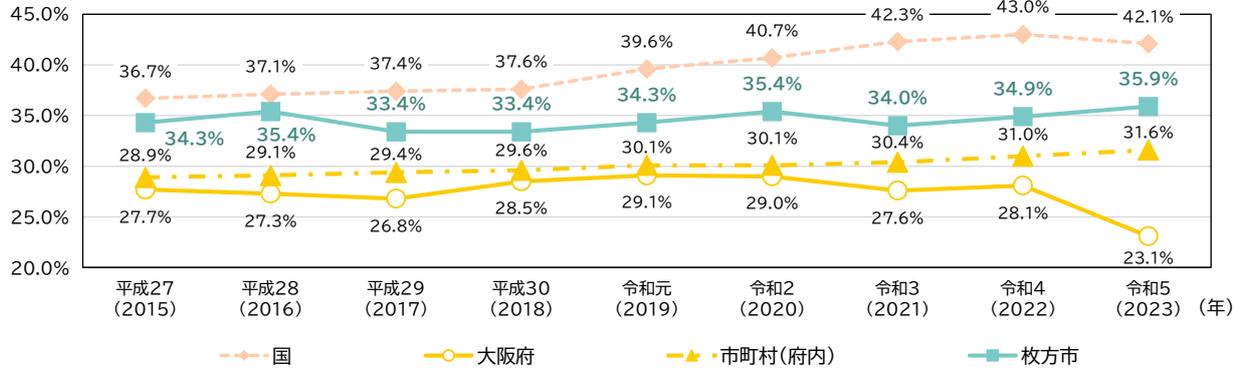
図表 女性議員の割合の推移（枚方市・府内中核市）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
枚方市	28.1%	28.1%	28.1%	28.1%	31.3%	32.3%	33.3%	33.3%	34.4%
吹田市	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	28.6%	32.4%
豊中市	16.7%	16.7%	16.7%	20.0%	20.6%	20.6%	21.2%	20.6%	29.4%
高槻市	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	20.6%	20.6%	21.2%	21.9%	32.4%
八尾市	21.4%	21.4%	22.2%	22.2%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	30.8%
寝屋川市	18.5%	18.5%	18.5%	18.5%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%
東大阪市	15.8%	15.8%	16.7%	16.7%	18.4%	18.4%	18.4%	18.4%	21.1%

資料：内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

- 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性委員の登用状況をみると、本市は大阪府に比べて割合が高く、また府内市町村の平均を上回って推移しています。府内中核市と比べても、同程度か上回る水準であることがわかります。

図表 審議会等委員における女性委員割合の推移（国・大阪府・市町村（府内）・枚方市）



資料：国は内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、大阪府と枚方市は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 審議会等委員における女性委員割合の推移（枚方市・府内中核市）

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
枚方市	34.3%	35.4%	33.4%	33.4%	34.3%	35.4%	34.0%	34.9%	35.9%	35.9%
吹田市	32.3%	33.9%	34.3%	35.6%	34.5%	34.5%	34.6%	29.0%	28.6%	30.4%
豊中市	28.7%	27.8%	28.1%	26.7%	30.0%	29.3%	30.7%	32.4%	33.8%	32.0%
高槻市	29.9%	29.3%	28.5%	28.3%	28.8%	28.7%	29.5%	29.5%	29.3%	28.1%
八尾市	29.5%	32.4%	33.2%	33.2%	33.0%	32.2%	31.7%	33.5%	33.6%	34.2%
寝屋川市	25.0%	26.9%	25.6%	26.2%	26.5%	27.3%	26.0%	28.1%	28.3%	28.6%
東大阪市	29.5%	28.7%	31.0%	31.5%	30.4%	31.7%	32.1%	31.4%	31.8%	33.0%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

- 枚方市における管理職に占める女性割合は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年）の伸び率は7.6%と上昇傾向となっておりますが、30.0%には到達していません。理事級・部長級・次長級職員の女性比率を府内中核市と比べると概ね高めの割合で推移しています。

図表 各役職段階の職員の女性割合（正職員）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	伸び率※
管理職	26.1%	28.5%	28.1%	7.6
理事級	0.0%	0.0%	50.0%	-
部長級	21.7%	16.7%	12.5%	▲ 42.4
次長級	19.6%	21.1%	19.3%	▲ 1.5
室長級	12.5%	12.5%	30.0%	140.0
課長級	21.7%	25.4%	25.6%	17.8
課長代理級	29.9%	33.2%	32.6%	8.9
係長級	35.7%	37.4%	36.9%	3.3
主任級	56.8%	57.2%	57.1%	0.4
係員級	65.7%	66.6%	67.1%	2.2

※令和4年度（2022年度）に対する令和6年度（2024年度）割合

出典：女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表より

図表 市職員における管理職（理事級・部長級・次長級）の女性比率（枚方市・府内中核市）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
枚方市	11.2%	14.1%	13.7%	15.5%	16.5%	16.8%	15.2%	16.2%	16.0%	19.1%
吹田市	6.6%	10.0%	9.2%	11.1%	13.8%	12.1%	15.0%	14.7%	17.0%	18.8%
豊中市	11.7%	13.5%	12.9%	12.2%	13.5%	13.1%	16.7%	18.0%	20.9%	19.6%
高槻市	8.6%	11.5%	9.8%	11.9%	11.1%	10.0%	9.8%	13.6%	12.1%	10.3%
八尾市	5.1%	9.0%	10.1%	12.3%	11.4%	12.9%	14.1%	13.4%	14.1%	13.8%
寝屋川市	10.9%	9.8%	10.3%	9.1%	7.5%	7.3%	12.3%	11.5%	10.0%	8.6%
東大阪市	12.4%	12.5%	4.7%	5.0%	7.1%	9.5%	10.9%	10.2%	11.6%	12.3%

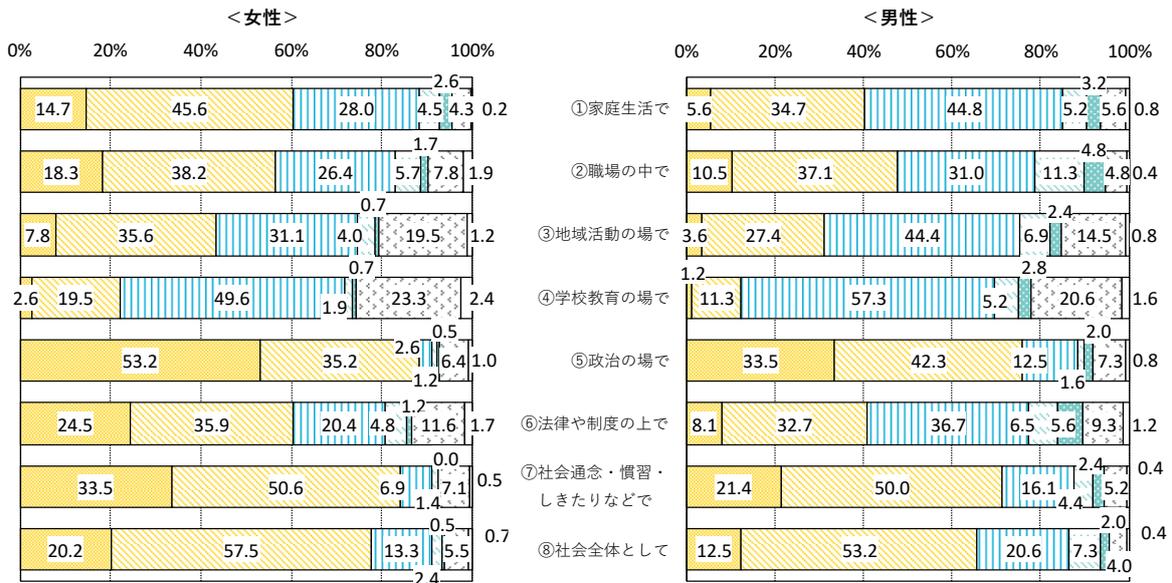
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(5) 市民アンケート調査からみる市民意識の状況

- 男女の平等感について、全体で見ると『平等である』が多かったのは「学校教育の場」となっています。次いで「地域活動の場」となっています。どの場でも『男性優遇』が『女性優遇』より多くなっていますが、その中でも特に『男性優遇』だと考えられている場は、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」となっています。

図表 社会全体で男女が平等であると思う人の割合

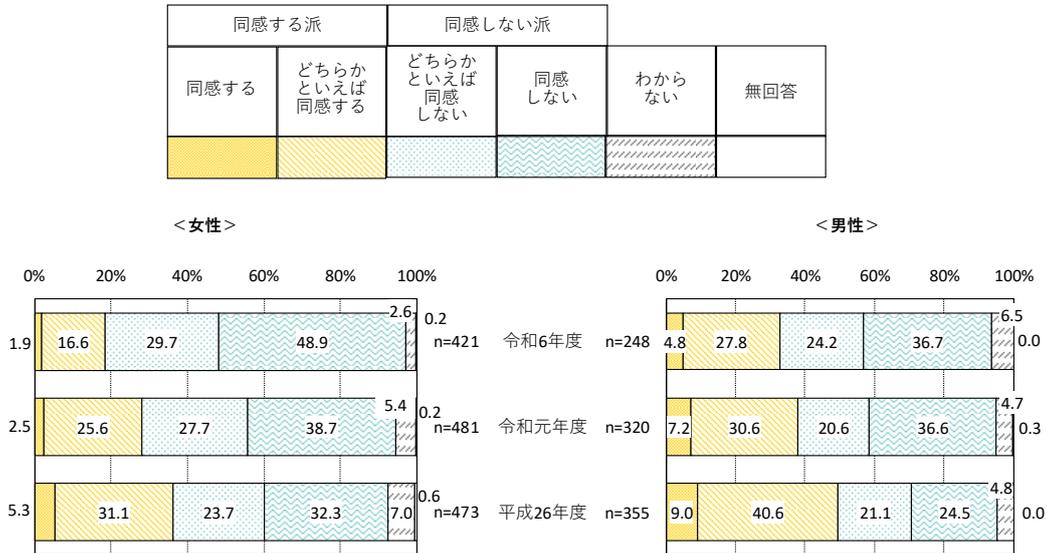
男性優遇派		女性優遇派				
男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない	無回答



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

- 男女の役割分担について、全体で見ると『同感しない派（『同感しない』と『どちらかといえば同感しない』の合計）』は女性 78.6%、男性 60.9%、『同感する派（『同感する』と『どちらかといえば同感する』の合計）』は女性 18.5%、男性 32.6%と『同感しない派』が大きく上回っています。

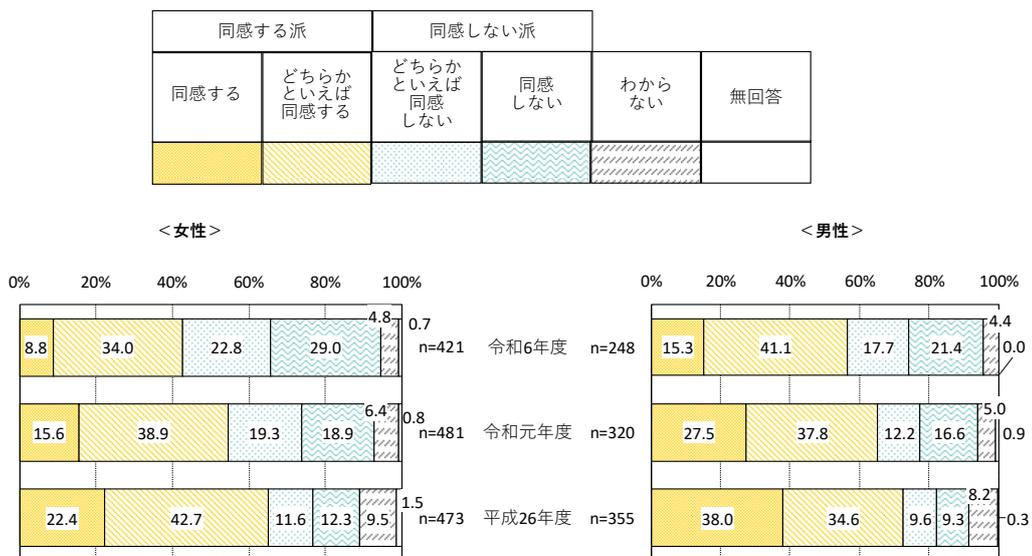
図表 男は仕事、女は家庭という考えに同感しない人の割合



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

- 子どもが小さいうちは母親が仕事をしないで育児に専念した方がよいという考え方について、『同感する派（『同感する』と『どちらかといえば同感する』の合計）』は女性 42.8%、男性 56.4%、『同感しない派（『同感しない』と『どちらかといえば同感しない』の合計）』は女性 51.8%、男性 39.1%と女性と男性で違いが見られます。

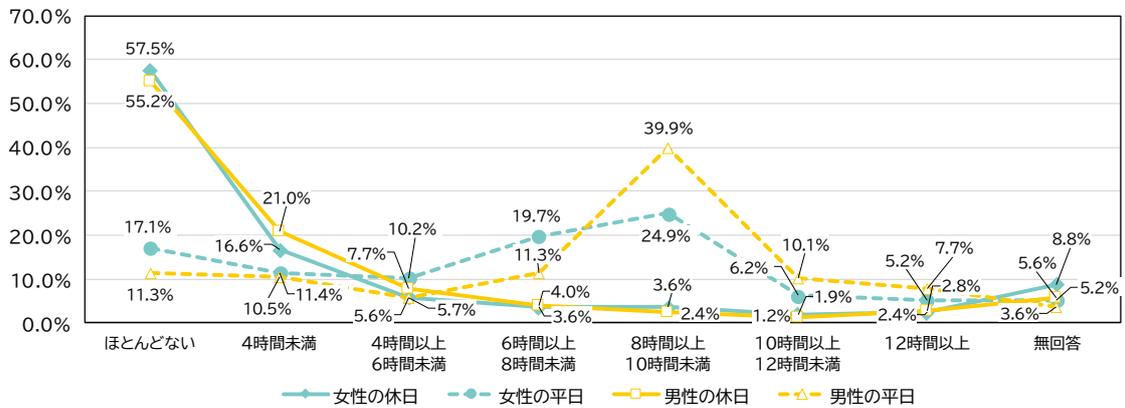
図表 子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで子どもの世話をしたほうがよいという考えに同感しない人の割合



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

- 仕事に費やす時間について、平日では「8時間以上（10時間以上12時間未満、12時間以上含む）」が女性36.3%、男性57.7%となっており、女性・男性いずれも「8時間以上10時間未満」の割合が最も高く、休日では、女性・男性いずれも「ほとんどない」（女性57.5%、男性55.2%）の割合が最も高くなっています。

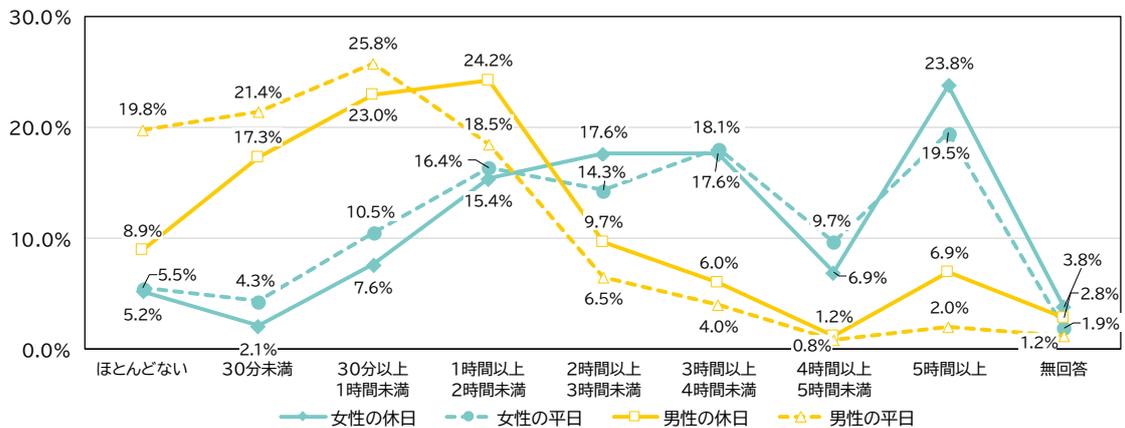
図表 仕事に費やす時間



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

- 家事に費やす時間について、平日では「30分未満（ほとんどない含む）」が女性9.8%、男性41.2%と大きな差が見られます。女性は「3時間以上4時間未満」が18.1%で最も高く、男性は「30分以上1時間未満」が25.8%で最も高く、家事に費やす時間について、休日では女性は「5時間以上」が23.8%で最も多く、男性は「1時間以上2時間未満」が24.2%で最も高くなっています。

図表 家事に費やす時間



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

3. 第3次計画期間における主な取り組みと課題

(1) 指標の取組状況

目標達成または目標を上回っている指標	目標達成には至らないが改善がみられる指標	目標達成に至っていない指標	調査対象が異なるため達成状況の比較は行わない指標
14 指標	18 指標	2 指標	1 指標

策定時（平成 26 年度（2014 年度））からの指標の取組状況は、策定時（平成 26 年度（2014 年度））と令和 6 年度（2024 年度）を比較すると、35 指標のうち、目標達成または目標を上回っている指標は 14 指標、目標指標には至らないが改善がみられる指標は 18 指標、目標達成に至っていない指標は 2 指標でした。

計画期間には、新型コロナウイルスの感染拡大により、一部の施策については休止や新たな手法を取り入れるなどの対応を行いました。令和 6 年度（2024 年度）末時点ではすべての施策において、復調または手法を変更し実施しています。概ね目標に達成している指標が多いものの、引き続き、目標に向けて取り組みを進める必要があります。

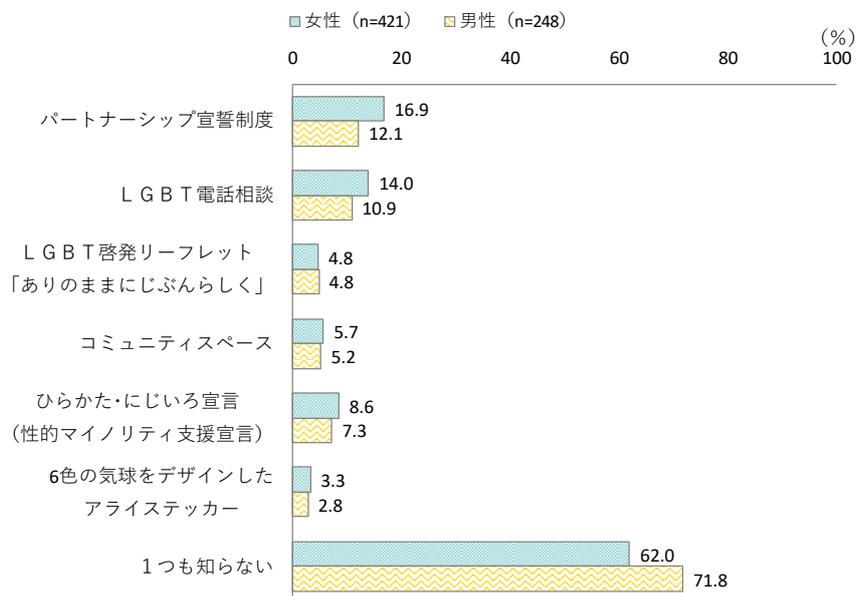
(2) 基本目標ごとの主な取り組みと課題

第3次計画における基本目標ごとの主な取り組みと課題をまとめました。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

- 本市の男女共同参画の拠点施設である、男女共生フロア・ウィルの周知と合わせ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行いました。市民アンケートによると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担について、「同感しない派」が女性で78.6%、男性で60.9%と、「同感する派」を大きく上回り、固定的な性別役割分担意識は減少傾向であるといえますが、男女での差がみられます。また、男女がどの程度平等になっているかという認識については、学校教育の場以外の場面では男性優遇であると感じる人が多く、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」は、女性の8割以上、男性の7割以上が男性優遇であると感じています。
- 性の多様性への理解促進に取り組むとともに、当事者に寄り添った取り組みとして、LGBTQ+電話相談・オンライン（チャット）相談、当事者や支援者によるコミュニティスペース「ひらかた・にじいろスペース」を実施しました。アンケート結果では、「性的マイノリティ（LGBTQ等）」の言葉については、8割近くが認知していますが、市が行っている性的マイノリティ（LGBTQ等）への支援策の認知度は低い状況です。

図表 枚方市の性的マイノリティ支援施策の認知度



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

指標の達成状況

各指標の達成状況は下記の通りです（以下、同様）。

- ◎…目標達成または目標を上回っている
- …目標達成には至らないが、改善がみられる
- △…目標達成に至っていない

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
男女の 平等感	①社会全体で男女が平等であると思う人の割合※1	増加	女性 8.7% 男性 21.7%	女性 9.6% 男性 23.4%	女性 13.3% 男性 20.6%	○
固定的な性別 役割分担意識 に同感しない 人の割合	②「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合※1	増加	女性 56.0% 男性 45.6%	女性 66.4% 男性 57.2%	女性 78.6% 男性 60.9%	◎
	③「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合※1	増加	女性 23.9% 男性 18.9%	女性 38.2% 男性 28.8%	女性 51.8% 男性 39.1%	◎

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	④料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合※ ¹	増加	〈小学生〉 女子 59.6% 男子 50.8% 〈中学生〉 女子 63.9% 男子 54.3% 〈高校生〉 女子 78.9% 男子 57.5% 〈大学生〉 女性 86.2% 男性 64.8%	〈小学生〉 女子 73.1% 男子 57.5% 〈中学生〉 女子 80.2% 男子 56.6% 〈高校生〉 女子 81.9% 男子 68.3% 〈大学生〉 女性 92.1% 男性 81.9%	〈小学生〉 女子 83.2% 男子 77.3% 〈中学生〉 女子 85.7% 男子 80.7%	◎
	⑤子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合※ ¹	増加	〈小学生〉 女子 63.2% 男子 56.1% 〈中学生〉 女子 72.2% 男子 61.5% 〈高校生〉 女子 83.1% 男子 66.5% 〈大学生〉 女性 87.2% 男性 73.6%	〈小学生〉 女子 73.6% 男子 60.8% 〈中学生〉 女子 78.4% 男子 62.8% 〈高校生〉 女子 85.8% 男子 73.2% 〈大学生〉 女性 90.9% 男性 81.9%	〈小学生〉 女子 76.9% 男子 69.8% 〈中学生〉 女子 84.9% 男子 75.4%	◎
	⑥お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合※ ¹	増加	〈小学生〉 女子 47.1% 男子 35.2% 〈中学生〉 女子 54.6% 男子 32.7% 〈高校生〉 女子 66.5% 男子 37.2% 〈大学生〉 女性 73.4% 男性 40.8%	〈小学生〉 女子 63.5% 男子 43.8% 〈中学生〉 女子 66.1% 男子 45.1% 〈高校生〉 女子 74.4% 男子 51.3% 〈大学生〉 女性 78.3% 男性 62.7%	〈小学生〉 女子 75.6% 男子 66.2% 〈中学生〉 女子 76.8% 男子 59.9%	◎
「男女共同参画社会」の認知度	⑦「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※ ²	78.0%	女性 54.3% 男性 69.3%	女性 61.5% 男性 69.1%	女性 65.8% 男性 79.4%	○
「女子差別撤廃条約」の認知度	⑧「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※ ²	60.0%	女性 42.3% 男性 50.7%	女性 49.7% 男性 50.0%	女性 50.6% 男性 57.3%	○

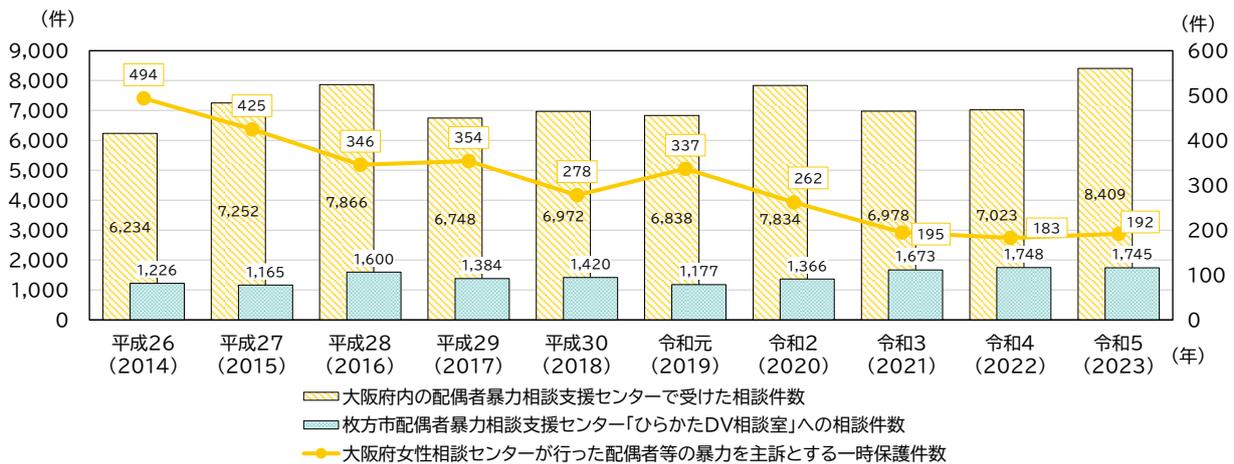
※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生

※2 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

- 枚方市配偶者暴力相談支援センター（ひらかたDV相談室）の相談件数は、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出制限など、家庭環境の変化により増加傾向となっています。アンケート結果では、配偶者間の行為について、身体的な暴力や性的な暴力の認識は高いものの、経済的な暴力や精神的な暴力の認識は比較的低く、特に「何を言っても無視する」は明確に暴力であると捉えている人は半数以下にとどまっています。
- DV予防に向けた子どもの頃からの取り組みとしてジェンダー平等意識の形成や暴力を伴わない人間関係の構築に向けたプログラムを学校園を通じ実施しました。アンケート結果では、中学生のデートDVの認知度について、「知っている」は、女子が36.6%、男子が33.8%となっています。
- 大阪府の配偶者暴力相談支援センターと本市の「ひらかたDV相談室」への相談件数は年によって増減はありますが長期的には増加傾向で推移しています。一方、大阪府女性相談センターが行った配偶者等の暴力を主訴とする一時保護件数は減少傾向で推移しています。

図表 DV相談件数の推移（配偶者暴力相談支援センターへの相談件数）



資料：大阪府は、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」年次報告書
枚方市は、第2次・第3次「枚方市男女共同参画計画」アクションプログラム進捗状況

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
DVに対し誤った認識をしている人の割合	⑨「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合 ^{※1}	減少	女性 16.1% 男性 22.3%	女性 19.5% 男性 11.6%	女性 13.3% 男性 10.5%	◎
	⑩「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合 ^{※1}	減少	女性 10.8% 男性 19.2%	女性 11.6% 男性 20.0%	女性 7.8% 男性 12.5%	◎
DVを正しく理解している人の割合	⑪夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合 ^{※1}	増加	女性 92.0% 男性 88.7%	女性 96.5% 男性 93.8%	女性 97.4% 男性 95.6%	◎
	⑫夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合 ^{※1}	増加	女性 68.9% 男性 53.8%	女性 74.8% 男性 65.9%	女性 83.1% 男性 77.4%	◎
デートDVに対する認識	⑬男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合 ^{※2}	増加	<中学生> 女子 95.4% 男子 94.2% <高校生> 女子 96.4% 男子 91.4%	<中学生> 女子 98.7% 男子 92.9% <高校生> 女子 96.9% 男子 94.6%	<中学生> 女子 97.4% 男子 93.5%	○
	⑭男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合 ^{※2}	増加	<中学生> 女子 89.7% 男子 83.2% <高校生> 女子 92.9% 男子 87.2%	<中学生> 女子 95.2% 男子 89.4% <高校生> 女子 91.7% 男子 89.7%	<中学生 ^{※3} > 女子 87.5% 男子 84.2% <高校生 ^{※4} > —	△
「デートDV」の認知度	⑮「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合 ^{※2}	<中> 80.0% <高> 100.0% <大> 77.0%	<中学生> 女子 32.0% 男子 19.8% <高校生> 女子 89.0% 男子 77.1% <大学生> 女性 75.5% 男性 64.8%	<中学生> 女子 59.1% 男子 44.2% <高校生> 女子 89.0% 男子 85.8% <大学生> 女性 70.8% 男性 57.2%	<中学生> 女子 63.8% 男子 61.1% <若年 ^{※5} > 女子 63.2% 男子 54.6%	○

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

※2 男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生

※3 調査対象をデートDV予防教育プログラム実施校から全市立中学校に変更した。

※4 調査対象を市内高校生から16~22歳の市内在住者に変更した。

※5 令和6年度(2024年度)と平成26年度(2014年度)、令和元年度(2019年度)は調査対象が異なるため達成状況の比較は行わない。

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
過去1年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合	⑩過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 別居中の配偶者、元配偶者(離別、死別した相手)も含む※1	減少	●身体的暴力 女性12.0% 男性9.0% ●精神的暴力 女性17.1% 男性12.7% ●性的暴力 女性9.7% 男性3.9%	●身体的暴力 女性9.6% 男性11.7% ●精神的暴力 女性19.2% 男性17.5% ●性的暴力 女性11.5% 男性2.9%	●身体的暴力 女性9.5% 男性5.2% ●精神的暴力 女性18.3% 男性11.7% ●性的暴力 女性9.3% 男性2.8%	◎
交際相手からの暴力を経験した人の割合	⑪身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合※2	減少	●身体的暴力 ＜高校生＞ 女子3.3% 男子7.6% ＜大学生＞ 女性15.4% 男性13.4% ●精神的暴力 ＜高校生＞ 女子8.2% 男子8.2% ＜大学生＞ 女性23.1% 男性16.5% ●性的暴力 ＜高校生＞ 女子7.5% 男子3.0% ＜大学生＞ 女性12.8% 男性13.4%	●身体的暴力 ＜高校生＞ 女子0.0% 男子3.3% ＜大学生＞ 女性5.6% 男性5.3% ●精神的暴力 ＜高校生＞ 女子4.5% 男子6.7% ＜大学生＞ 女性11.3% 男性9.5% ●性的暴力 ＜高校生＞ 女子6.4% 男子2.5% ＜大学生＞ 女性11.8% 男性4.3%	●身体的暴力 ＜若年＞ 女性2.1% 男性5.6% ●精神的暴力 ＜若年＞ 女性9.6% 男性2.8% ●性的暴力 ＜若年＞ 女性10.7% 男性2.8% (※3)	—
DV相談窓口の周知度	⑫DV被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合※1	0.0%	女性5.7% 男性5.4%	女性4.4% 男性2.5%	女性1.7% 男性1.6%	○
「ひらかたDV相談室」の周知度	⑬枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※1	50.0%	女性34.2% 男性20.0%	女性28.9% 男性17.5%	女性38.2% 男性29.8%	○
DV防止法の認知度	⑭「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合※1	100.0%	女性87.7% 男性88.2%	女性89.6% 男性89.7%	女性89.5% 男性91.9%	○

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

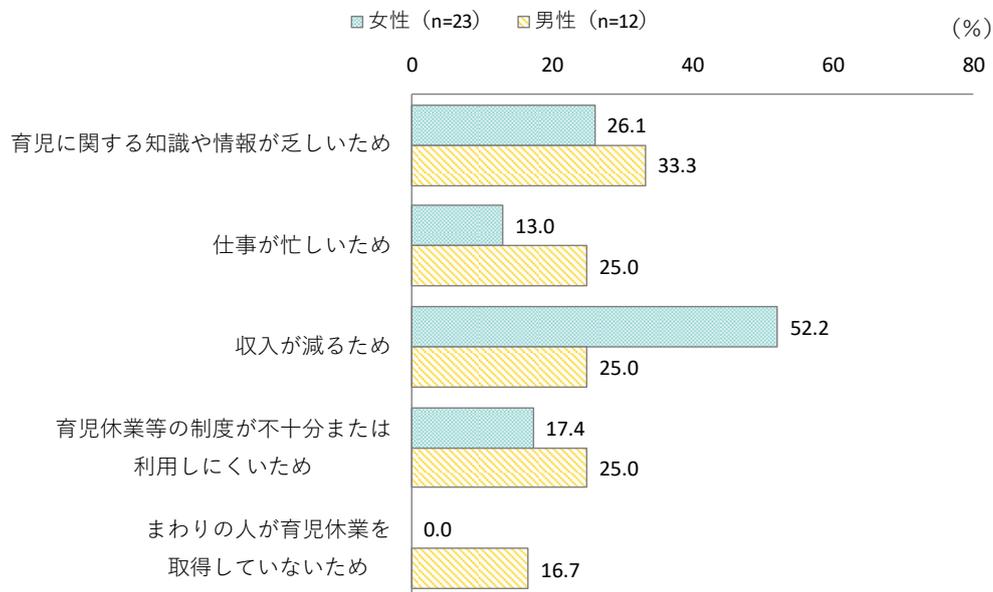
※2 男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生

※3 令和6年度(2024年度)と平成26年度(2014年度)、令和元年度(2019年度)は調査対象が異なるため達成状況の比較は行わない。

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

- 既存保育所（園）の定員増や弾力化、ひとり親の利用調整基準の調整点加点などを行い、保育を必要とする人の入所をやすくしたほか、一時預かり事業において、リフレッシュ利用等の保護者の利用希望に応えるとともに、保育所（園）等への入所を待つ待機児童解消を図りました。
- 「放課後オープンスクエア」を全校で実施。「留守家庭児童会室」と一体的な運営を核に、「枚方子どもいきいき広場」と連携・協働し、「総合型放課後事業」を民間活力を活用し安定的に運営しました。
- アンケート結果では、男性の育児休業取得について、「取得した方がよい派」が男女ともに8割近くを占めている一方、「取得しない方がよい派」の理由をみると、収入減になることや情報不足と回答する人が多くなっています。

図表 男性が育児休業を取得しないほうがよいと思う理由



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
安心して子育てできる環境が整っているか	⑲ 枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合※1	増加	37.9% (平成27年度 (2015年度))	44.5%	45.8%	◎
保育所等利用待機児童数	⑳ 国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4月1日現在)	0人	36人 (平成27年度 (2015年度))	0人	0人	◎
留守家庭児童会室待機児童数	㉑ 留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	0人	0人 (平成27年度 (2015年度))	3人	0人	◎
介護保険施設等の施設数	㉒ 特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	93施設	80施設	86施設	89施設	○
育児休業を取得した男性職員数	(令和3年度より削除) 市役所における育児休業を取得した男性職員数(累計)	—	12人	33人	—	—
	(令和3年度より追加) ㉓ 育児に伴う休暇・休業を1月以上取得した男性職員の割合	100.0%	—	47.5%	88.5%※2	○
ワーク・ライフ・バランスの認知度	㉔ 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※3	71.0%	女性40.4% 男性45.1%	女性55.1% 男性63.4%	女性67.5% 男性71.8%	○

※1 市民意識調査

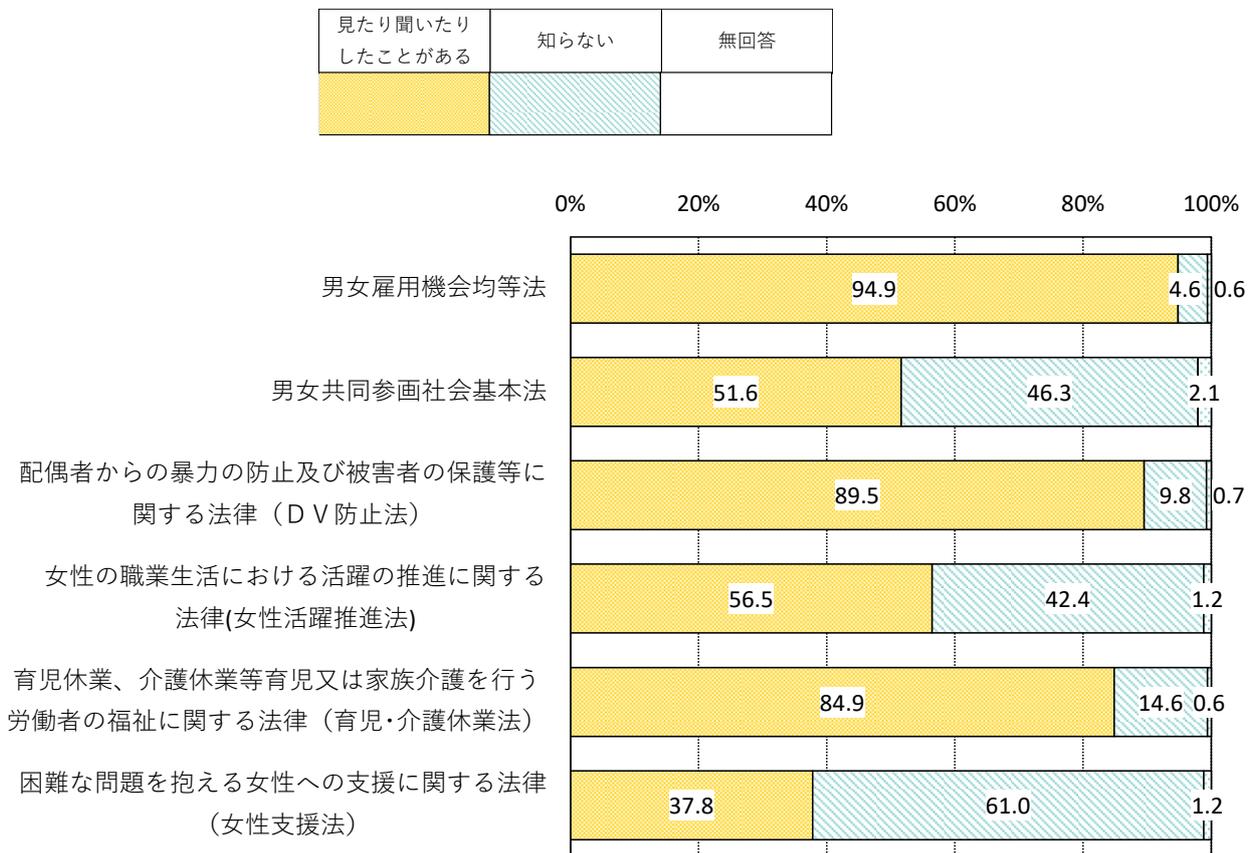
※2 育児休業の対象となる子が1歳を迎えるまでであるため、令和5年度(2023年度)に取得した職員の割合が最新の値となる。

※3 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 身体的性差への理解促進を図るとともに、性差を踏まえた、女性の負担軽減につながる取り組みとして、市施設内のトイレへの生理用品の無償配置を開始しました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国では女性の自殺率が増加し、困難な問題を抱える女性の存在が顕在化しました。本市では第2期枚方市いのちを支える行動計画（自殺対策計画）に「女性への支援」を基本施策として新設し、対策に取り組みました。
- アンケート結果では、令和6年（2024年）4月に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）に関して、男女共同参画に関するその他の法律と比べ認知度は低く5割未満となっています。

図表 法律の認知度



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

指標の達成状況

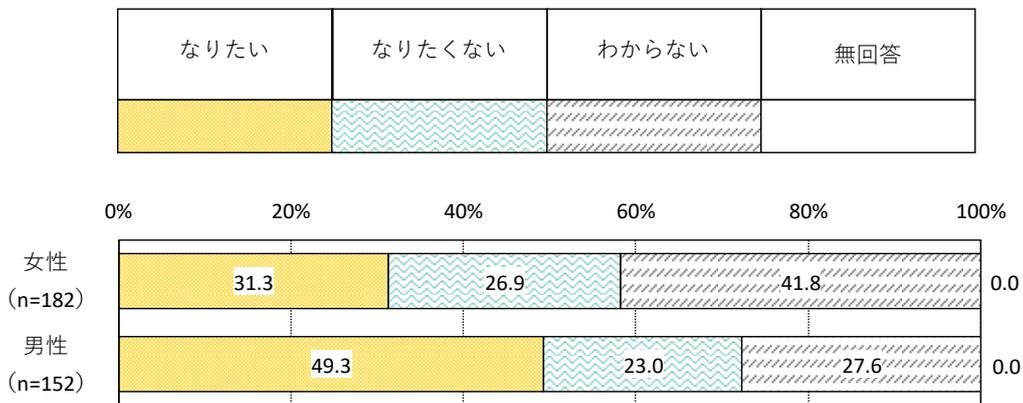
指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
安心して妊娠、出産できる環境が整っているか	㉗枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合*	増加	37.3% (平成27年度 (2015年度))	38.5%	39.8%	◎
乳がん、子宮頸がん検診受診率	㉘乳がん検診対象者：40歳以上の女性(2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者：20歳以上の女性	●乳がん 50.0% ●子宮頸がん 50.0%	●乳がん 26.8% ●子宮頸がん 33.3%	●乳がん 13.7% ●子宮頸がん 17.0%	●乳がん 12.4% ●子宮頸がん 18.4%	△
妊娠11週以下での妊娠の届出率	㉙妊娠11週以下での妊娠の届出数/全届出数	97.0%	95.2%	96.9%	96.3%	○
特定健康診査受診率	㉚高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者/対象者(国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者)	50.0%	32.5%	33.7%	35.6% (6月1日速報値)	○
こころの病気に関する相談窓口の周知度	㉛こころの病気に関する相談窓口を知っている人の割合*	50.0%	23.7% (平成27年度 (2015年度))	26.1%	43.8%	○
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数	㉜ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数(累計)	144人	自立支援教育訓練給付金 1人 高等職業訓練促進給付金 12人	71人	101人	○
枚方市防災会議の女性委員の割合	㉝枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	30.0%	7.5%	15.0%	12.8%	○

※市民意識調査

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

- 市の全審議会において、各種団体から推薦された委員が男性であったり、事業所等の代表者に女性が少ないなどの理由により、女性委員比率 35%以上の審議会は令和6年度（2024年度）55.6%であり、目標値（100%）を大きく下回りました。
- 本市の管理職に占める女性割合については、上昇傾向にあるものの、目標値（30%）には達していません。
- 若年層へのアンケート結果では、「子どもが小さいうちは母親が仕事をしないで育児に専念した方がよい」という考え方に同感する人が、女性が40.1%、男性が45.4%と大きな差はありませんが、将来、組織の意思決定ができる職に「なりたい」と答えた割合は、女性が31.3%、男性が49.3%と男女での差がみられます。

図表 意思決定職になる意向



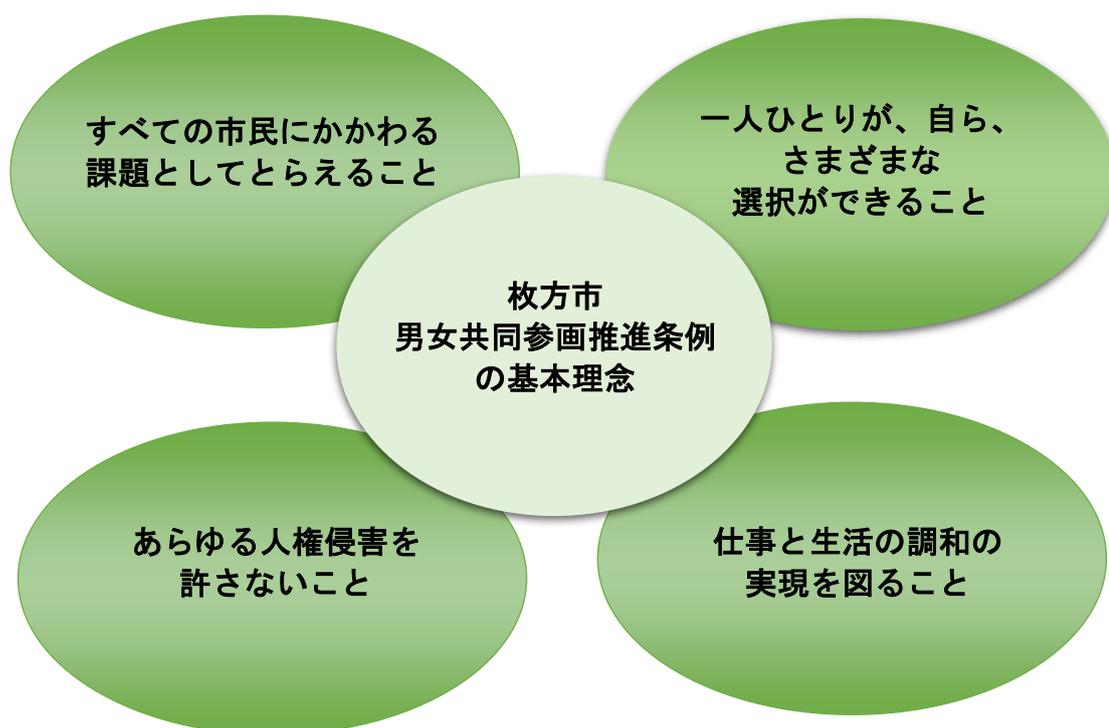
資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（若年）

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
管理職に占める女性の割合	③④市役所における女性管理職／全管理職（4月1日現在）	30.0%	21.7% (平成27年度 (2015年度))	24.3%	28.1%	○
審議会等への女性委員登用率	③⑤市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	100.0%	50.0%	55.2%	55.6%	○

第3章 計画の体系と内容

「枚方市男女共同参画推進条例」の4つの基本理念に基づき、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方を様々に選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、3つの基本目標と9つの基本方向、23の具体的施策を定め、施策を推進します。



1. 計画の体系

基本目標	基本方向	具体的施策
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	(1) ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進	①子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進
		②子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成
		③メディア・リテラシー※4の向上に向けた施策の推進
	(2) ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成	④ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発
		⑤男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発
		⑥市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進
	(3) 性の多様性への理解促進	⑦性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発
		⑧当事者に寄り添った施策の推進
	基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	(4) ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶
⑩若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進		
⑪必要な支援につながるための相談体制の整備		
⑫被害者支援にかかる関係機関との連携強化		
(5) 様々な困難を抱える人への支援		⑬生活上の困難を抱える女性への支援
		⑭複合的な困難を抱える人への支援
(6) すべての人の健康保持と増進への支援		⑮ライフコースアプローチ※5を踏まえた健康づくり
		⑯リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※6への理解促進
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進		(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進
	⑱市や教育機関等における女性の登用促進	
	(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保	⑲仕事と子育て・介護の両立支援の推進
		⑳職業生活における女性の活躍支援
		㉑ワーク・ライフ・バランスの実現
	(9) 地域におけるジェンダー平等の推進	㉒地域活動におけるジェンダー平等の推進
		㉓地域防災におけるジェンダー平等視点の確保

DV防止基本計画
女性支援基本計画

女性活躍推進計画

※4メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力
 ※5ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期まで、生涯を通じた人の健康を連続的なものとして捉え、ライフステージごとに一貫した健康づくりを支援する考え方。40ページコラム参照。
 ※6リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：すべての女性が妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけでなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、反対に、妊娠、出産を経験しないことによって社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ったりもしない権利を意味する。

基本方向（1）ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進

ジェンダー平等の裾野を広げるためには、次代を担う子どもたちへの働きかけが最も重要であり、効果的であるといえます。ジェンダー平等意識の形成により、互いの違いを認め合い、将来にわたって豊かな人間関係を築き、自らの人生において、多様な選択を可能にする能力や、主体的に進路を選択する力を身につけることは、人生の可能性を広げることにほかなりません。子どもたちのジェンダー意識の形成には、家庭や保育及び教育現場など、子どもたちが日常的に過ごす場においての大人の意識が大きく影響を与えます。また、テレビや雑誌、インターネットなど、日常的に触れる情報から誤ったジェンダーの表現を学ぶことがあるため、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する、メディア・リテラシーの向上も必要となります。

施策の推進に向けて、子どもへの取り組みとともに、家庭、保育及び教育現場などで子どもたちに接する機会の多い大人の意識醸成に努めます。

（具体的施策）

No.	施策	内容
①	子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進	保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とするジェンダー平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
②	子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成	ジェンダー平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組むとともに、家庭での取り組みを推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。
③	メディア・リテラシーの向上に向けた施策の推進	メディア・リテラシーの向上に向けて、市民を対象とした講座等を開催するとともに、学校教育での施策を推進します。

基本方向（２）ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成

ジェンダー平等の意識については、本市のアンケート調査によると、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」において、男性優遇派と考える人が男女ともに多数を占めており、引き続き男女がともに社会のさまざまな場面で平等であると感じられる社会づくりが必要です。

ジェンダー平等社会の実現に向けては、「女だから、男だから」と性別によって役割を固定して行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成などが引き続き課題となっています。特に固定的な性別役割分担意識は男性に根強く、社会から求められる「男らしさ」が男性を生きづらくさせている側面があります。ジェンダー平等がすべての人に関わる取り組みであることを広く周知するため、親しみやすく、わかりやすい啓発に努めます。

（具体的施策）

No.	施策	内容
④	ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発	ジェンダー平等推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルを中心に、広報・啓発活動を推進します。
⑤	男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発	男性が固定的な性別役割分担意識を解消することが、自分自身の生きやすさにつながることを周知・啓発するための取り組みを実施します。
⑥	市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進	広報や出版物などの市の情報発信において、ジェンダー平等の視点に立ったふさわしい表現を推進します。

基本方向（3）性の多様性への理解促進

本市では、平成31年（2019年）3月に本市が性的マイノリティ（LGBTQ等）の方への支援に積極的に取り組むことを広く周知するため実施した「ひらかた・にじいろ宣言」にのっとり、性の多様性への理解促進に向けた取り組みを行っています。しかしながら、本市で取り組む性的マイノリティ当事者の方への支援策の認知度は低く、さらなる周知を図るとともに、当事者の方に向けた支援策の活用を図るための取り組みを進める必要があります。

誰にでも自身のSOGI※7があり、それは他人から認められるものでも、否定されるものでもありません。そのような多様な性のあり方への理解を促進し、性的マイノリティ当事者が自分らしく生きられる社会を作るために、市民に向けた啓発とともに、当事者の困難に寄り添った支援を推進します。

（具体的施策）

No.	施策	内容
⑦	性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発	市民、事業所等を対象に、性の多様性への理解促進に向けた広報・啓発を行うとともに、市職員への研修等に取り組みます。
⑧	当事者に寄り添った施策の推進	性的マイノリティ当事者の困りごとを解消するために、当事者に寄り添った相談や当事者同士の交流が図られる取り組みを行います。

LGBTQ+当事者の方に向けた取り組み

枚方市では、平成31年（2019年）4月から、パートナー関係にあることを宣誓した性的マイノリティのカップルを、市が公的に証明するパートナーシップ宣誓制度とLGBTQ+専門電話相談を開始、令和元年（2019年）7月からは性的マイノリティの方々及び支援者のコミュニケーションの場として「ひらかた・にじいろスペース」を開設しました。

令和6年（2024年）11月からは電話相談に加え、チャット相談を開始、すべての取り組みにおいて、当事者の方に安心して利用いただけるよう努めています。



※7 SOGI：性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI(ソジ・ソギ)といいます。LGBT（レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとってできた言葉。これら4つのセクシュアリティに限らず一人ひとりの性は多様です。Questioning（クエスチョニング）や性的指向や性自認を持たない人もいることから、LGBTQ、LGBT+とも表現されます。）は「個人の性のあり方」を表す意味で使われていますが、SOGIはすべての人が持っている要素です。

基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

本計画の基本目標2基本方向(4)を、DV防止法第2条の3第3項に基づき、本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)として位置づけます。

また、本計画の基本目標2基本方向(4)(5)を、女性支援法第8条第3項に基づき、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)として位置づけます。

基本方向(4) ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、ジェンダー平等社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。アンケート結果では、配偶者間の行為について、身体的な暴力や性的な暴力の認識は高いものの、経済的な暴力や精神的な暴力の認識は比較的低く、どのような行為が暴力にあたるのか事例を用いて紹介するなど、DVの未然防止や被害者の早期支援につながるよう周知啓発が必要です。また、アンケートによると、交際相手からのDV(デートDV)の認知度は、中学生で3割程度であり、子どもが被害者にも加害者にもならないためには、日頃から学校現場と連携した周知・啓発が必要です。万が一、被害にあった場合には相談窓口へ適切につなげ、安心して相談できる支援体制の充実が求められます。

近年では、スマートフォンの普及により、幼少期からインターネットを通じたコミュニケーションを利用することにより、子どもが性犯罪や性被害に巻き込まれる事件も多く発生しており、子どもが性的な暴力の被害者にならないための教育、学習、啓発を推進する必要があります。

DV等の他者からは見えにくい被害を受けている方が相談につながるために、専門の相談窓口を周知するとともに、さまざまな関係機関において適切な対応と連携が図られるよう、被害者支援体制の充実を図ります。

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑨	DV等の暴力根絶に向けた意識啓発	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダー平等を阻害する暴力を許さない社会づくりに向けて、市民への啓発に努めます。
⑩	若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進	子どもを含めた若年者が性的暴力の被害者にも加害者にもならないために、小・中学生を対象とした教育を実施するとともに、SNSを利用した性犯罪・性暴力の防止啓発に取り組みます。

No.	施策	内容
⑪	必要な支援につながるための相談体制の整備	DV等の被害者が安心して相談できるよう、窓口の周知を図るとともに、必要な支援を提供するための相談体制を整備します。
⑫	被害者支援にかかる関係機関との連携強化	児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署やそのほかの関係機関等と連携し、相互の社会資源を活用した被害者支援に取り組みます。

枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」

平成 25 年(2013 年)に開設された枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づき、相談(電話及び面接)及び情報提供、保護命令申立援助、一時保護利用の情報提供・同行支援など、被害者支援にかかわる業務を行っています。合わせて、DV予防啓発として、市内小・中学校でのDV予防教育プログラムの実施や、国の定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」(毎年 11 月 12 日～25 日)にパープルライトアップを実施し、市民に向けた啓発を行っています。



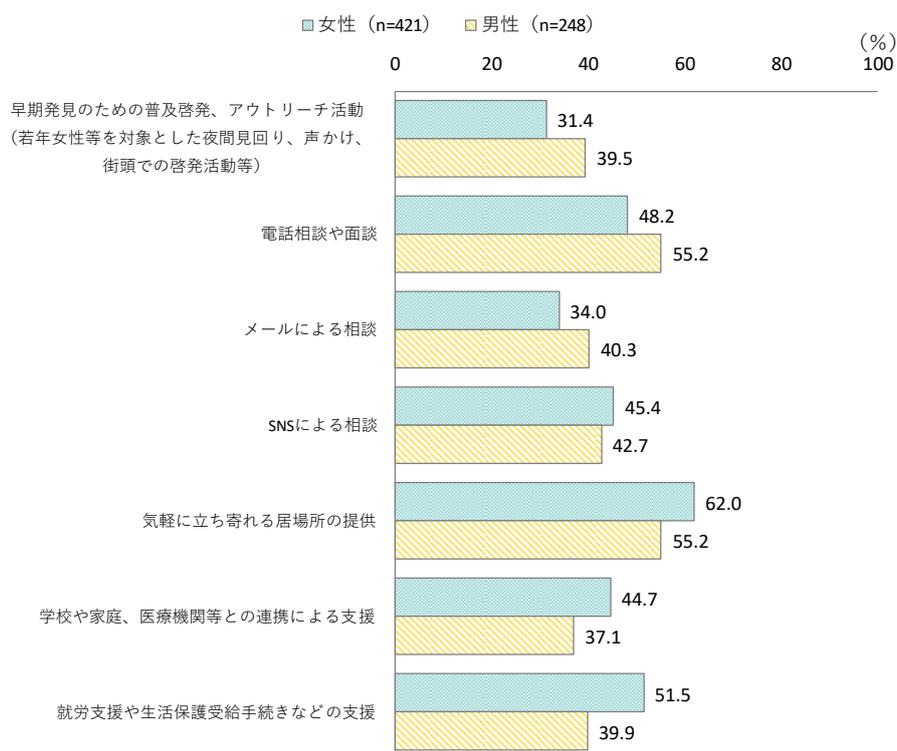
パープルにライトアップされたニッパーク岡東中央(岡東中央公園)の平和の鐘ヒラリヨン

基本方向（５）様々な困難を抱える人への支援

令和6年（2024年）に施行された女性支援法では、女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することとしています。アンケートによると、困難な問題を抱える女性に対する支援として、「気軽に立ち寄れる居場所の提供」や「電話相談や面談」へのニーズが高く、女性支援法について周知していくとともに、ニーズを踏まえた効果的な支援策を整えていく必要があります。

困難を解決するための情報提供や、つながりを求める方の居場所をつくとともに、複合的な困難により、解決に向けた優先順位を整理することができない方などに寄り添い、必要な支援の窓口につなげるための体制整備に努めます。

図表 困難な問題を抱える女性への効果的な支援策



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

（具体的施策）

No.	施策	内容
⑬	生活上の困難を抱える女性への支援	性的な被害、ひとり親などの家庭状況、地域社会との関係性等様々な事情により日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、福祉と連携した必要な支援を行います。
⑭	複合的な困難を抱える人への支援	高齢者、障害者、外国人市民等、日常生活を営む上で困難を感じることの多い市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう取り組みを進めます。

基本方向（6）すべての人の健康保持と増進への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、ジェンダー平等社会の実現にあたっての前提となるものです。女性の妊娠、出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進する必要があります。

男性については、男らしさのジェンダー規範により、不安や悩みを相談できない人も多く、精神面で孤立しがちです。平成31年（2019年）～令和5年（2023年）の枚方市の自殺者は男性64.6%と女性の約1.8倍となっています^{※8}。また、男女ともに生活習慣病が死因の上位を占める中、健康の保持・増進を図るためには、生活習慣を中心とする個人の行動と健康状態に焦点を当てた健康づくり（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり（※40 ページコラム参照））の推進が必要です。

性的マイノリティの方の場合、自認する性で対応を受けられなかったり、同性のパートナーでは同意書のサインや病状説明が認められなかったりすることを危惧して、医療機関を受診しにくくなり必要な治療が受けられないなどの困難があります。多様な性の在り方が十分考慮された適切な医療が受けられるような配慮が必要となります。

また、女性が性や生殖に関する健康を享受し、妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利となる、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、理解促進に努めます。

（具体的施策）

No.	施策	内容
⑮	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	女性の妊娠、出産期など、ライフステージに応じた健康づくりの支援に加え、すべての人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを進めます。
⑯	リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進を図るとともに、性と生殖について女性が自己決定する力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。

※8 地域自殺実態プロファイル 2024

「ライフステージ」と「ライフコース」における健康づくりの考え方

「ライフステージ」における健康づくりの考え方

ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）に応じ、特有の健康づくりが求められることを踏まえ、各ライフステージに合わせた健康づくりを促していくという考え方です。

ライフステージにおける健康づくりの例



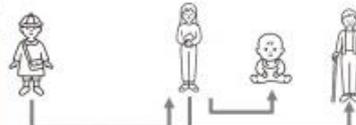
壮年期
壮年期のメタボリック
シンドロームの予防

高齢期
高齢期のロコモティブ
シンドロームの予防

「ライフコース」における健康づくりの考え方

小学生（ライフステージにおける学齢期）での肥満が、40歳代～50歳代（ライフステージにおける壮年期）のメタボリックシンドロームや高血圧などの生活習慣病の発症につながることや、大学生（ライフステージにおける青年期）でのやせが、65歳代以降（ライフステージにおける高齢期）でのフレイルやロコモティブシンドローム等の発症につながるなど、現在の生活習慣は将来の自らの健康状態や自身の子どもの健康状態に大きな影響を与えます。このような観点から、人の生涯を経時的に捉えて健康づくりを促していく考え方がライフコースにおける健康づくり（ライフコースアプローチ）です。

ライフコースにおける健康づくりの例



乳幼児期の生活習慣等が壮年期に影響
青壮年期の生活習慣等が子どもや高齢期の健康に影響

生涯を通じて「適正体重」を維持することで、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム等を予防する

出典：第3次枚方市健康増進計画

基本目標 3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

本計画の基本目標 3 を、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づき、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）として位置づけます。

基本方向（7）政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進

誰もが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとられることなく参画することが求められます。そのためには、女性が参画しやすくなるための環境整備や人材育成の取り組みが重要です。本市の管理職に占める女性職員比率は、上昇傾向にあるものの、役職ごとにみるといまだ構成比率に差がみられ、仕事と家庭を両立しながらキャリアアップを目指すことのできる環境の整備とともに、女性職員の意欲向上に努める必要があります。

政策及び方針決定過程への女性の参画促進については、ジェンダー平等の現状を示す重要な指標であることから、市の審議会等委員や管理職への女性参画のさらなる拡大を図ります。また、女性の登用促進に向けては、人材情報を広く収集するとともに、職員研修を充実させるなど、人材の育成に取り組みます。

（具体的施策）

No.	施策	内容
⑰	市の審議会などにおける女性の参画拡大	市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を 35.0%以上とし、すべての審議会等で、性別のバランスが偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
⑱	市や教育機関等における女性の登用促進	市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、ワーク・ライフ・バランスの実現等、登用拡大に向けた取り組みを積極的に推進します。

基本方向（８）仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保

ジェンダー平等社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自らが希望するバランスで実現できることが重要です。女性が自身の価値観やライフプランにあったキャリアを築くためには、男性の家事・育児、介護への参画が必要となります。アンケートによると、男性の育児休業取得には収入の減少や育児に関する知識や情報が乏しいことに不安を感じる方が多く、男性の育児休業や介護休業の取得促進には、給付制度をはじめ育児や介護のさまざまな支援制度について情報提供を充実し、安心して休業取得を選択できる環境を整えていく必要があります。

また、若年層へのアンケート結果によると、固定的な性別役割分担に同感しない人が一般調査に比べて多いものの、将来、組織の意思決定ができる職を希望する女性は男性と比較して少なく、「わからない」と回答する人が４割となっています。経営者や組織の管理職として活躍する女性など様々なロールモデルを示し、若者の豊かなキャリアビジョンの形成につなげていく支援が必要です。

男女が共に安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます。

（具体的施策）

No.	施策	内容
⑱	仕事と子育て・介護の両立支援の推進	仕事と子育て・介護の両立支援を図るため、保育サービスや留守家庭児童会室事業の充実、介護負担を軽減するための支援に取り組みます。
㉑	職業生活における女性の活躍支援	就業・起業・再就業に向けた職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進するとともに、若年層に向けたキャリア形成に関する啓発及び女性活躍推進法の周知に努めます。
㉒	ワーク・ライフ・バランスの実現	事業者・労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、市においては長時間労働の抑制と育児・介護にかかる休暇等を職員の性別にかかわらず取得できるよう取り組みを推進します。

基本方向（9）地域におけるジェンダー平等の推進

少子高齢化、人口減少の進行や人々のライフスタイルが多様化する中、地域を取り巻く環境は急速に変わってきています。こうした変化は今後一層進むことが見込まれており、防災、防犯、福祉、環境保全など、様々な地域活動において、ジェンダー平等の視点に立ち、取り組むことが重要です。ジェンダー平等の裾野を広げるためには、地域で活動する市民団体と協働した啓発活動などにも取り組む必要があります。

また、近年大規模な災害が頻発している中、ジェンダー平等の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。令和2年（2020年）5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されています。一方、枚方市防災会議の女性委員の割合は、令和6年度（2024年度）で12.8%にとどまっています。災害から受ける影響は男女で違いが生じることに配慮し、ジェンダー平等の視点から事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、防災分野への女性の参画推進に努めます。

（具体的施策）

No.	施策	内容
②②	地域活動におけるジェンダー平等の推進	地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動へのジェンダー平等の推進に取り組みます。
②③	地域防災におけるジェンダー平等視点の確保	防災に関する政策及び方針決定過程における女性の参画を推進するとともに、災害に関する対応マニュアル等の作成、避難所運営においてジェンダー平等の視点を踏まえ取り組みます。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 審議会

計画の策定及び変更など、本市のジェンダー平等を推進するための施策に関しては、市長の附属機関として設置する枚方市男女共同参画推進審議会において調査・審議を行います。

(2) 庁内推進体制

ジェンダー平等の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長として、理事者（部長職以上）で構成する枚方市男女共同参画推進本部を毎年1回以上開催し、計画に基づく施策の進捗状況等を調査・審議し、計画に基づく施策を推進するために必要な関係部局間の連絡調整を図ります。

また、職員のジェンダー平等に係る意識の醸成を図り、本計画の基本理念の実現に向けて推進することを目的として、毎年1回幹部職員等を対象とした「男女共同参画推進本部研修」を実施します。

(3) 関係機関、市民団体等との連携強化

ジェンダー平等を推進する施策の実施にあたっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者、NPO、市民団体、市民と相互に連携を図り、協力し合いながら進めます。

(4) 意見等の申し出・相談体制

男女共同参画推進条例に基づく、ジェンダー平等に関わる施策への意見等の申出制度や、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度を周知するとともに、関係機関との連携を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めた「枚方市男女共同参画計画アクションプログラム」に基づき、施策を展開します。施策の取組状況については、枚方市男女共同参画推進審議会を確認を行うとともに、枚方市男女共同参画推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

3. 第4次枚方市男女共同参画計画の指標

本計画を実効性のあるものとするため、基本目標ごとに取り組みの進捗を測る指標を設定し、目指す方向を示します。具体的な取り組みについては、別途、アクションプログラムにおいて定め、施策を展開します。

基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備

	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
指標1	社会全体で男女が平等であると思う人の割合※ ¹	女性 13.3% 男性 20.6%	① 30% ② 男女差縮小
指標2	「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合※ ¹	女性 78.6% 男性 60.9%	① 85% ② 男女差縮小
指標3	「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合※ ¹	女性 51.8% 男性 39.1%	① 70% ② 男女差縮小
指標4	お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える中学生の割合※ ¹	女子 76.8% 男子 59.9%	90%
指標5	「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※ ¹	女性 65.8% 男性 79.4%	90%
指標6	「男女共生フロア・ウィル」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合※ ¹	女性 12.4% 男性 9.3%	20%
指標7	枚方市の性的マイノリティ支援施策を一つも知らない人の割合※ ¹	女性 62.0% 男性 71.8%	50%

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査による数値

基本目標 2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

	指標	現状値 令和 6 年度 (2024 年度)	目標値 令和 16 年度 (2034 年度)
指標 8	配偶者・パートナーや恋人からの暴力に関して、どんな理由があろうと暴力をふるう人が悪いと考える人の割合※ ¹	女性 82.4% 男性 67.3%	85%
指標 9	男女交際について、「メッセージの返信が遅いといつも怒る」行為を変だと思う中学生の割合※ ¹	女子 68.4% 男子 68.4%	85%
指標 10	「デート DV」という言葉を知っていると答えた中学生の割合※ ¹	女子 63.8% 男子 61.1%	80%
指標 11	配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことがある人の割合※ ¹	(身体的暴力) 女性 9.5% 男性 5.2% (精神的暴力) 女性 18.3% 男性 11.7% (性的暴力) 女性 9.3% 男性 2.8%	減少
指標 12	「ひらかた DV 相談室」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合※ ¹	女性 38.2% 男性 29.8%	50%
指標 13	男女共生フロア・ウィルでの相談件数	45 件	150 件
指標 14	健康寿命※ ²	女性 84.0 歳 男性 80.1 歳 (令和 4 年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
指標 15	枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合※ ³	45.8%	前年度割合を上回る増加

※¹ 男女共同参画に関する市民アンケート調査による数値

※² 国が示す健康寿命は、3年に1度の国民生活基礎調査において調査している「日常生活に制限のない期間の平均」を用いており、全国及び都道府県単位のデータ。本市の健康寿命は、大阪府が提供している介護保険の要介護認定者数から「要介護2～5を不健康な状態、それ以外を健康な状態」として算出した市町村単位のデータとなる。

※³ 市民意識調査による数値

基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
指標16	市職員における男性職員の育児休業（2週間以上）の取得率	74.0%	100%
指標17	市役所における管理職の女性割合	28.1%	30%
指標18	女性委員比率が35%を達成している審議会の割合	55.6%	70%
指標19	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	12.8%	増加